

令和8年度伊勢志摩及び周辺地域における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業
事務局及び地域経営主体の整備等業務 業務委託仕様書

(1) 委託業務名

令和8年度伊勢志摩及び周辺地域における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 事務局及び地域経営主体の整備等業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託業務の目的

観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり モデル観光地事業（以下「本事業」という。）」において、令和5年3月28日に伊勢志摩及び周辺地域（以下「伊勢志摩地域」という。）がモデル観光地に選定され、令和5年度において、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構（以下「発注者」という。）が中心となり、伊勢志摩地域への高付加価値旅行者の誘客に向けた取組の方向性等について盛り込んだマスタープランを策定した。

令和7年度には、高付加価値旅行者に向けたクリエイティブの制作及び着地型体験コンテンツの開発、二次交通の調査・実証、ガイド人材の発掘・育成等、多岐にわたる施策の進行を管理する事務局を設置することによって、円滑に事業進行を推進できた。

本業務では、昨年に引き続き、円滑な事業進行を目的とした事務局の設置だけでなく、伊勢志摩地域内での本事業の認知関心の獲得を目的とした情報発信、地域外での本事業に関連するメディア掲載の獲得を目的とした広報活動、観光地づくりを推進する地域経営主体の立ち上げを目的としたコンサルティング等、他の施策を横断して実施することにより高い効果を期待できる業務も統合的に実施する。

(3) 履行期間

契約日から令和9年2月19日まで

(4) 委託上限金額

16,760,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 委託業務の内容

業務の実施に当たっては、三重県か日本政府観光局（JNTO）が実施する同種の事業の動向を踏まえつつ、いずれの事業とも分担や相乗効果を見据えるよう留意すること。

① 事務局の運営

- ・ 全施策の円滑な進行に向けて、各施策のプロジェクトマネージャー及び実施パートナー等と連携して、発注者の業務サポートを行うこと。
- ・ 事業の進行管理の省力化を目的に Slack 等のコミュニケーションツールを活用すること。
- ・ 施策の進捗を把握するために、各施策のプロジェクトマネージャー及び実施パート

ナー等と定例会を準備・実施し、それに向けた資料準備及び議事録等の資料作成を行うこと。

- ・ 全施策の進捗を把握するために、発注者との定例会を準備・実施し、それに向けた資料準備及び議事録等の資料作成を行うこと。
- ・ 発注者が内外で使用する本事業関連の中間・完了報告資料、マスタープランなど各種資料の作成支援を行うこと。

② 伊勢志摩地域向けの情報発信の実施

- ・ 伊勢志摩地域の住人及び事業者などに対して、本事業に関する取材を実施し、3本程度の記事を企画及び制作すること。記事のテーマや内容は発注者と協議の上、確定する。
- ・ 制作した記事はウェブメディアで掲載し、閲読を増やすために SNS やデジタル広告などを活用して、地域内における記事の告知を効果的に実施すること。
- ・ 制作した記事をタブロイドサイズに再編集し、地域内の各施設で配布できるよう紙面を制作（5,000部～7,000部）すること。詳細な部数は発注者と協議の上、確定する。
- ・ 昨年度制作した高付加価値旅行者向けブランドブックを（1,000部～3,000部）増刷すること。詳細な部数は発注者と協議の上、確定する。

・ ブランドブック参考仕様

- サイズ：A5
 - ・ 総頁：16ページ / 中とじ
 - ・ クロス：折8ページ

【用紙】

- ・ 本文：A5 アヴィオン-F（ハイホワイト）110g
- ・ 表紙：A4 横 アヴィオン-F（ハイホワイト）180g

③ メディア掲載の獲得に向けた広報事務局の運営

- ・ 新聞及び雑誌、テレビ番組、ウェブメディア等で本事業に関する記事の掲載を獲得することを目的にプレスリリースを制作（本数は10本程度）すること。掲載トピックスは発注者と協議の上、確定する。
- ・ 制作したプレスリリースを広く配信するために、併せて配信プラットフォームも活用すること。ただし、入稿作業の有無は発注者と協議の上、確定する。
- ・ プレスリリース配信で使用するメディアリストは事前に発注者の確認を受けると共に、配信後はメディアリストを発注者に提出すること。
- ・ プレスリリース配信の3営業日以内に速報版の掲載レポートを提出し、配信の1週間以内を目安に発注者が定量及び定性的にメディアの掲載傾向が把握できるよう改めて掲載レポートを提出すること、

④ 地域経営主体の立ち上げに向けたコンサルティングの実施

- ・ 伊勢志摩地域において高付加価値な旅行者の受け入れに際し、地域におけるクオリティコントロールや環境整備等を推進する地域経営主体の立ち上げのコンサルティングを実施する。
- ・ 立ち上げに向けて伊勢志摩地域でのフィールドワークや視察を1回以上実施し、発注者との定例会（1か月に1回以上）を準備・実施し、それに向けた資料準備及び議事録等の資料作成を行うこと。
- ・ 令和10年度までの地域経営主体の立ち上げに向けた設計思想及び事業領域、事業化に向けたタスクの整理等の作成支援を行うこと。
- ・ 事業立ち上げ後の中長期的な事業計画の作成支援を行うこと。

⑤ 実施結果の報告と分析

- ・ 契約締結後2週間以内に、「①」から「④」の実施計画書を作成し、発注者に対して提出と概要の説明を実施すること。
- ・ 履行期間末日までに、「①」から「④」の実施結果及び成果をまとめた業務報告書を作成し、発注者に対して提出と概要の説明を実施すること。

(6) 財産及び著作権

本業務によって取得した一切の財産・著作権は観光庁に属するものとする。成果品等に、受託者の有する知的財産権（著作権、技術、情報等を含む。）が含まれる場合、権利は受託者に留保されるが、発注者は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

原則、本業務によって取得した情報及び資産は、第三者による二次利用をしないこととするが、本事業は観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」を財源としているため、その成果は観光庁に開示する義務がある。

(7) 成果品及び提出期限

次の成果品を、履行期間末日までに発注者へ納入するものとする。

- ① 業務報告書（校了済PDF、Microsoft データ等二次加工可能なもの）一部
- ② マスタープラン改訂版 一式
- ③ その他業務で作成した資料（校了済PDF、Microsoft データ等二次加工可能なもの）一式
- ④ 交通費に関する証憑の電子データ（PDF）
 - ・ 航空券・新幹線・在来線特急券領収書（新幹線・在来線の乗車券分は不要）
 - ・ 搭乗券半券又は搭乗証明書（航空券使用時のみ）
 - ・ 高速料金・車両燃料費の領収書等

※電子データは、Microsoft Windows 11 上で表示可能なものとする。

(8) 支払の方法

契約代金の支払いに関しては、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」事務局（以下、「事務局」という。）を通じて支払われるものとする。支払時期は発注者及び事務局と協議の上、調整を行う。別途、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 事業の手引き」を参照の上、必要帳票等を整理すること。

(9) その他

本仕様書に定めのない事項が生じた場合及び疑義が生じた場合は、その都度発注者及び受注者が協議し定めるものとする。

その他委託内容に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が相談を行い決定する。